

＜特定希少野生動植物保護区 6箇所 (平成21年3月6日指定)＞

保護区の名称	保護区の所在
片上地区カスミサンショウウオ保護区	今治市波方町樋口字大平乙 206 番 1 地先
宅間地区カスミサンショウウオ保護区	今治市宅間字ヨシヲシ乙 227 番 2
台地区ダルマガエル保護区	今治市大三島町台 530 番 3
庄内地区ハッチョウトンボ保護区	西条市旦之上乙 1 番 12
織田ヶ浜ハマビシ保護区	今治市東村一丁目甲 859 番 30 地先
織田ヶ浜ウンラン保護区	今治市東村三丁目甲 582 番地先

(5) 自然との豊かな触れ合いの推進

① 自然観察会の開催

県では、森林と共生する文化の創造を県民一体となって推進するため、生物多様性センターが、次代を担う青少年を対象に野外教育、環境教育を行う自然観察会を開催し、森林里地里山地域等における生物多様性の理解促進と自然環境保護に対する意識の高揚を図っている。

平成27年度からは、県生物多様性センターが、設置後3年間に実施した希少野生動植物調査において蓄積したデータ等を基に、今後、特定希少野生動植物保護実証試験等を行う地点（愛南町など）等において、関係団体等と連携を図りながら実施した。平成25年度～27年度の開催状況は表2-2-24、平成27年度の開催状況は表2-2-25のとおりである。

表2-2-24 平成25年度～27年度の開催状況

	実施主体	開催回数	参加者数
平成25年度	民間団体（5団体）	17回	390人
平成26年度	民間団体（3団体）	8回	95人
平成27年度	県生物多様性センター	15回	510人

表 2—2—25 平成 27 年度自然観察会開催状況

番号	観察会概要	実施日	参加人数	事業場所
1	生き物ふれあい教室 愛南町一本松の生物多様性を学ぶ ・室内研修 ・ライトトラップを使った生き物観察	平成27年6月4日	31	愛南町一本松
2	希少野生動植物と外来生物生息調査Ⅰ ・ビオトープの生き物調査 ・生き物マップづくり	平成27年7月11日	11	愛南町一本松
3	自然観察会(今治市大三島)「島の生きものたち」 ・田んぼの生きもの観察 ・干潟の生きもの観察 ・ルー大柴さんトークショー「いきものトュギャザーしよう! MOTTA INAI もシンクしよう!」	平成27年7月26日	200	今治市大三島町
4	科学体験教室 ・田んぼの生き物観察	平成27年7月30日	12	衛生環境研究所内
5	自然観察会(宇和島市) 「歩いてみよう!ニホンカワウソのふるさと〜ぼくらのとなりのホニウ類」 ・ニホンカワウソの生息していた地域で生きもの生息調査 ・ピーチコーミング	平成27年8月2日	45	宇和島市蔭淵地区
6	希少野生動植物と外来生物生息調査Ⅱ ・ビオトープ生き物調査 ・生き物マップづくり	平成27年8月9日	21	愛南町一本松
7	自然観察会(世代を超えた生き物ふれあい教室) ・室内研修 ・ビオトープの生き物観察 ・田んぼの恵み味わい体験(地域食材の説明と試食)	平成27年8月29日	48	愛南町一本松
8	希少野生動植物と外来生物生息調査Ⅲ ・水田(稲刈後)生き物調査 ・生き物マップづくり	平成27年9月12日	12	愛南町一本松
9	両生類の観察指導 ・両生類の身体測定 ・両生類の運動能力調査	平成27年9月29日	32	東温市中央公民館
10	希少野生動植物と外来生物調査Ⅳ ・水田(稲刈後)生き物調査 ・生き物マップづくり	平成27年10月24日	22	愛南町一本松
11	希少野生動植物と外来生物調査Ⅴ ・湿地(休耕田)生き物調査 ・生き物マップづくり	平成27年11月14日	15	愛南町一本松
12	希少野生動植物と外来生物調査Ⅵ ・生き物解説 ・野生植物のクリスマスリースづくり	平成27年12月19日	16	愛南町一本松
13	現地研修 ・野鳥の分布と生態調査、植物観察 ・冬の昆虫採集	平成28年1月24日	7	愛南町内
14	現地および室内研修 ・生物写真撮影技術の実習 ・冬の植物観察と植物図鑑作成	平成28年2月13日	19	愛南町一本松
15	現地研修 ・ニホンカワウソの生息地を訪ねて	平成28年3月12日	19	愛南町内
	参加人数 計	開催回数 15回	510	



【自然観察会（大三島）】



【自然観察会（愛南町）】

② えひめ生物多様性パートナーズ事業の実施

県生物多様性センターと県内の公的学習施設（総合科学博物館、とべ動物園、面河山岳博物館、虹の森公園おさかな館）のネットワーク化を図り、県内に在住する小中学生を対象に、野生の生きもとそれらを取りまく自然環境について、総合的な考察を深める「えひめいきもの応援キッズ学習会」を実施した。

○平成27年度学習会実施状況

・学習会実施回数合計：15回 参加人数：延べ42人

パートナー施設	開催年月日	学習テーマ
愛媛県生物多様性センター	平成27年8月20日	ゲンゴロウの仲間の観察
	平成27年8月27日	トンボの仲間の観察
愛媛県立とべ動物園	平成27年8月9日	ニホンカワウソ
	平成27年9月5日	ニホンイシガメ
	平成27年10月3日	ジムグリ
	平成27年11月1日	ニホンカワウソ
愛媛県総合科学博物館	平成27年8月1日	愛媛の絶滅のおそれのある生きもの
	平成27年8月5日	愛媛の絶滅のおそれのある生きもの
	平成27年8月6日	愛媛の絶滅のおそれのある生きもの
久万高原町面河山岳博物館	平成27年7月28日	両生類・爬虫類
	平成27年8月18日	両生類・爬虫類
	平成27年8月31日	両生類・爬虫類
	平成27年11月28日	冬越しをするカメムシ
松野町虹の森公園おさかな館	平成27年9月26日	ニホンウナギの生態と現状について
	平成27年10月17日	ニホンウナギの生態と現状について



【えひめいきもの応援キッズ学習会
(面河山岳博物館)】



【えひめいきもの応援キッズ学習会
(とべ動物園)】

(6) 特定鳥獣の適正管理や外来生物対策の推進

① 鳥獣保護

野生鳥獣は、害虫を捕食するなど農林業の振興のうえで有益な面を持っているだけでなく、植物の種子の媒介など自然生態系の維持においても重要な役割を持っており、また、人間生活に潤いを与えてくれる存在でもある。

本県は、豊かな自然環境に恵まれ、野生鳥獣の種類も多く、鳥類336種、獣類60種が確認されている。その中で、県の鳥にはコマドリを、県獣には国の特別天然記念物であるニホンカワウソをそれぞれ指定している。

鳥類については、石鎚山は、高山鳥として有名なホシガラスをはじめカヤクグリ、ルリビタキ、メボソムシクイ等の日本における南限繁殖地として知られ、学術上貴重な地域となっている。

また、中予地方や東予地方の河川（重信川、加茂川、関川等）の河口域やアシの繁った場所は、旅鳥が休息や摂餌するための重要な地域であり、珍鳥ミヤコドリ、ヘラシギなどが渡来し、南予地方の西予市では、18年から9季連続でコウノトリの滞在を確認しているほか、ナベヅルやマナヅルも継続した飛来が確認されている。

獣類については、大型獣としてニホンジカ、イノシシが生息し、その他タヌキ、ハクビシン、アナグマ、テン、イタチ、リス、ムササビ等が生息している。

ア 野生鳥獣の保護対策

県では、これら野生鳥獣の生息環境の保全を含む保護対策を推進するため、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき作成した第11次鳥獣保護管理事業計画に基づいて鳥獣保護区等の指定を行っているほか、鳥獣保護管理員の設置、鳥獣保護思想の普及啓発、野生鳥獣の生息調査、傷病鳥獣の保護などを行っている。

(7) イノシシ適正管理計画

近年、イノシシによる農作物被害が県内全域で深刻な状況となっていることから、これらの被害軽減の有効な対策として、イノシシの長期にわたる安定的維持を目標とした科学的・計画的な管理により、その生息数を適正なレベルに

コントロールするための目標と手法を定めるイノシシ適正管理計画を平成 16 年 3 月に策定し、被害が急増する以前の水準となる平成 5 年度程度まで農作物被害額を抑えることを目標に、狩猟期間を延長するなど捕獲数の強化策に努めた結果、農林作物被害額の増加は抑えることができたが、依然として被害レベルは高水準であった。このため、平成 24 年 3 月に第 3 次イノシシ適正管理計画を策定し、引き続き、科学的・計画的な保護管理に取り組んでいる。

○イノシシ適正管理計画の主な内容

- ・ 期 間：第 1 次計画 平成 16 年 4 月 1 日～19 年 3 月 31 日
第 2 次計画 平成 19 年 4 月 1 日～24 年 3 月 31 日
第 3 次計画 平成 24 年 4 月 1 日～29 年 3 月 31 日
- ・ 目 標：農産物の被害レベルを平成 5 年度程度に抑える
- ・ 個体数管理：平成 17 年度から 22 年度の平均捕獲頭数の 2.4 倍である年間 25,000 頭を目標に捕獲に努める
- ・ 方 法：狩猟期間を 11 月 1 日から 3 月 15 日まで 1 ヶ月半延長（法定の狩猟期間に対し 2 週間前倒し及び 1 ヶ月延長）、休猟区での捕獲を認める特例休猟区制度の導入、禁止猟法の一部解除（くくりわなの輪の直径が 12 センチメートルを超えるわなの捕獲）

(4) ニホンジカ適正管理計画

近年、特に南予南部地域におけるニホンジカによる農林業被害が著しく増加し、深刻な状況となっていることから、ニホンジカによる農林作物被害を軽減し、人とニホンジカとの共存を図っていくため、ニホンジカの長期にわたる安定的維持を目標とした科学的・計画的な管理により、その生息数を適正なレベルにコントロールするための目標と手法を定めるニホンジカ適正管理計画を平成 20 年 10 月に策定し、対策を講じてきたが、南予南部以外の県内各地においても生息域の拡大が見られ被害が確認されたことにより、平成 24 年 3 月に、県内全域を対象とした第 2 次ニホンジカ適正管理計画を策定し、科学的・計画的な保護管理に取り組んでいる。

同計画においては、推定生息頭数が約 16,000 頭であり、適正生息頭数 8,000 頭を大きく上回っていることから、その生息数を適正なレベルにコントロールすることを目標としており、科学的・計画的な保護管理を行うため、各施策の実施、モニタリングと評価を行うなど、長期的に取り組んでいる。

○ニホンジカ適正管理計画の主な内容

- ・ 期 間：第 1 次計画 平成 20 年 11 月 1 日～24 年 3 月 31 日
第 2 次計画 平成 24 年 4 月 1 日～29 年 3 月 31 日
- ・ 区 域：第 1 次計画 宇和島市、鬼北町、松野町、愛南町
(ただし、島しょ部は除く。)
第 2 次計画 県内全域

- ・ 目 標：生息数を適正なレベルに抑える。
- ・ 個体数管理：生息数を適正なレベルにコントロールする年間 3,500 頭を目標に捕獲に努める。
- ・ 方 法：狩猟期間を 11 月 1 日から 3 月 15 日まで 1 ヶ月半延長（法定の狩猟期間に対し 2 週間前倒し及び 1 ヶ月延長）、休猟区での捕獲を認める特例休猟区制度の導入、禁止猟法の一部解除（くくりわなの輪の直径が 12 センチメートルを超えるわなの捕獲）、捕獲数の制限の解除（1 日当たりの捕獲数は、制限なし）

(ウ) 鳥獣保護区の指定等

平成27年度においては、鳥獣保護区7箇所を更新し、平成28年3月末現在、鳥獣保護区57箇所（うち国指定1）、特別保護地区11箇所（同1）を指定している（表2-2-26）。

表2-2-26 鳥獣保護区指定状況 （平成28年3月31日現在）

指 定 区 分	鳥 獣 保 護 区		特 別 保 護 地 区		特別保護指定区域	
	箇 所 数	面 積 (ha)	箇 所 数	面 積 (ha)	箇所数	面積 (ha)
大規模生息地	1 (1)	9,502 (9,502)	1 (1)	802 (802)		
森林鳥獣生息地	31	14,169	9	1,246	1	135
集団渡来地	6	40,145	1	74		
身近な鳥獣生息地	19	750.8				
計	57 (1)	64,566.8 (9,502)	11 (1)	2,122 (802)	1	135

注 () 内は、国指定で内数

(エ) 鳥獣保護管理員の配置

平成27年度においては、鳥獣保護区及び休猟区等を管理する鳥獣保護管理員を県内に52名配置し、鳥獣保護管理事業の円滑な運営を図っている。

(オ) 愛鳥思想の普及啓発

愛鳥思想の普及啓発を推進するため、毎年、愛鳥週間行事の一環として、県下の小・中・高等学校の児童・生徒からポスター図案の募集を行い、表彰を行っている。

(カ) 生息数の調整

農林作物及び人畜に被害を及ぼす有害鳥獣の捕獲を行っている。平成27年度における捕獲の状況は、表2-2-27のとおりである。

表 2-2-27 有害鳥獣捕獲状況

鳥 類		獣 類	
種 別	数 量	種 別	数 量
カ ラ ス 類	5,293(羽)	ノ ウ サ ギ	109(羽)
ヒ ヨ ド リ	4,640(羽)	イ ノ シ シ	15,608(頭)
ス ズ メ 類	39(羽)	ニ ホ ン ジ カ	5,273(頭)
ド バ ト	84(羽)	ニ ホ ン ザ ル	510(頭)
キ ジ バ ト	81(羽)	タ ヌ キ	1,908(頭)
そ の 他	101(羽)	そ の 他	1,056(頭)
計	10,238	計	24,464

(キ) ガンカモ科鳥類生息調査

毎年1月に行われる環境省の全国調査の一環として実施している。平成27年度のガンカモ科鳥類の生息調査結果は、表2-2-28のとおりである。

表 2-2-28 生息調査結果

調 査 箇 所	調 査 面 積 (ha)	個 体 数 (羽)	
284	21,315.8	ガン・ハクチョウ類	0
		カモ類	25,362
		計	25,362

イ 適正な狩猟の推進

平成28年3月現在、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき、狩猟鳥獣としてマガモ、キジ等の鳥類28種、イノシシ、ニホンジカ等の獣類20種が指定されている。

県では、適正な狩猟を推進するため、狩猟免許試験の実施、狩猟者登録証の交付を行うとともに、第11次鳥獣保護管理事業計画に基づいて、休猟区及び特定猟具使用禁止区域の指定、キジの人工増殖による放鳥、狩猟取締り等を行っている。

また、鉛散弾による水鳥の中毒事故を防止するため、平成15年度に鉛製銃弾の使用を禁止する指定猟法禁止区域の指定を行っている。

(7) 狩猟免許試験及び狩猟者登録証の交付

平成27年度の狩猟免許試験結果及び狩猟者登録証の交付状況は、表2-2-29及び表2-2-30のとおりである。

表 2-2-29 狩猟免許試験実施状況

(単位：人)

種 別	法第49条第1号該当者			そ の 他 の 者			合格者 計
	申込者	受験者	合格者	申込者	受験者	合格者	
網猟	1	1	1	0	0	0	1
わな猟	65	64	61	240	236	214	275
第一種銃猟	24	23	20	78	75	63	83
第二種銃猟	1	1	1	7	7	7	8
計	91	89	83	325	318	284	367

注1 「法第49条第1号該当者」とは、異なる種の既狩猟免許所持者及び災害その他やむを得ない事由に

より狩猟免許の更新を受けることができなかつた者をいう。

2 「網猟」は網、「わな猟」はわな、「第一種銃猟」は装薬銃、空気銃、「第二種銃猟」は空気銃

表 2-2-30 狩猟者登録者数内訳 (単位：人)

登録の種類	県内者	県外者	計
網猟	5	0	5
わな猟	1,870	11	1,881
第一種銃猟	1,921	79	2,000
第二種銃猟	95	0	95
計	3,891	90	3,981

(イ) 休猟区の指定

狩猟鳥獣の保護を図るため、第11次鳥獣保護事業計画に基づき、平成27年度に26箇所、延べ38,192haの休猟区を指定するとともに、平成24年度に指定した30箇所46,404haを期間（3年間）満了に伴い開放した。この結果、平成27年度末現在の県内の休猟区は、全体で82箇所、総面積は、127,443haとなった（表2-2-31）。

また、指定したすべての休猟区について、イノシシ適正管理計画及びニホンジカ適正管理計画の達成を図るため、イノシシ及びニホンジカの捕獲等を行うことができる特例休猟区に指定した。

表 2-2-31 休猟区指定状況

指定年度	箇所	面積 (ha)	指 定 期 間
25	30	49,995	平成25年11月1日から平成28年10月31日まで
26	26	39,256	平成26年11月1日から平成29年10月31日まで
27	26	38,192	平成27年11月1日から平成30年10月31日まで
計	82	127,443	

(ウ) 特定猟具使用禁止区域（銃）の指定

猟銃による危険を防止するため、第11次鳥獣保護管理事業計画に基づき平成27年度に、新規指定2箇所および再指定8箇所を行い、この結果、平成27年度末の特定猟具使用禁止区域（銃）は、全体で71箇所、総面積は10,082.83haとなった。

(エ) 指定猟法禁止区域の指定

水鳥の鉛中毒事故を防止するため、可猟区における鉛製銃弾を使用した狩猟鳥獣の捕獲を禁止する指定猟法禁止区域を、平成15年度に東・中・南予地区において各1箇所、計3箇所、44.8ha指定している。

(オ) 放鳥事業の実施

本県では、狩猟鳥獣の資源を維持し、狩猟の永続化を図るため、養殖キジを新たに指定する休猟区に放鳥することにより、自然な増殖を促している。平成27年度には、一般社団法人愛媛県猟友会に委託してキジ1,600羽を養殖し、放鳥した。

(カ) 狩猟の取締り

鳥獣の狩猟は、免許を受け狩猟の登録をした者が、法定の猟具により狩猟鳥獣として指定された鳥獣を狩猟期間中（毎年11月15日から翌年2月15日（ただし、イノシシ・ニホンジカについては、11月1日から3月15日まで））に限り行えることとなっており、県では年2回の一斉取締りを実施するほか、パトロールを行い、狩猟違反や事故防止、狩猟マナーの向上に努めている。

第3節 魅力ある里地・里山・里海づくり

1 里地・里山・里海的环境整備

(1) 里地・里山的环境整備

【現状】

本県の大部分を占める中山間地域は、農林水産業の生産の場のみならず、水源かん養や水質浄化、災害の防止、野生動植物の生育・生息の場、環境学習の場などの多面的な機能を有し、また、美しくやすらぎのある良好な景観を形成している。

しかしながら、人口の減少、高齢化の進行などにより、地域コミュニティ機能の低下や農林水産業の担い手の不足、耕作放棄地の増加などの問題が顕在化し、中山間地域における多面的機能の発揮が危惧される状況にある。

【施策の方向】

中山間地域の多面的機能は、農業生産による、農地・農業用水路・ため池等の持続的な利用によって発揮されることから、農林水産業の振興や農山漁村の活性化を図ることで、将来にわたって多面的機能を発揮できる里地・里山・里海の保全と再生に努める。

【主な取組内容】

- ・農業の担い手の確保や農地の利用集積により農業経営基盤の強化を図り、耕作放棄地の発生を防止する。
- ・国の助成制度等を活用し、耕作放棄地の再生を進める。

(2) 里海的环境整備

里海とは、人と自然の領域の中間点にあり、古くから水産・流通をはじめ、文化と交流を支えてきた大切な海域である。健全な里海は、陸域と沿岸海域を一体的に総合管理し、豊かで多様な生態系と自然環境を保全することで、私たちに多くの恵みを与えてくれる。しかしながら、人々の生活や産業活動から排出される汚濁物質等による水質悪化、水質浄化や稚仔魚の保育場として重要な藻場・干潟の機能低下などに対して、人手による適切な管理がなされないと、里海が有する高い生物生産性と生物多様性を維持するのは困難である。

一方、水産業・漁村は、古くから、国民に安全で新鮮な水産物を安定的に提供する役割に加え、藻場・干潟の保全、沿岸域の環境美化等による保健休養・交流・教育の場の提供など多面的機能を有していたが、漁業者の高齢化、漁村人口の減少等により、これらの機能の発揮に支障が生じており、里海の維持管理が困難になりつつある。

そこで、県や市町では、人々が将来にわたり恵みを受受できる豊かな「里海」の再生を図ることを目的に、藻場、干潟、サンゴ礁等の保全・再生、海岸清掃など里海の維持管理に係る漁業者を中心とする活動組織の取組みを支援している。



【藻場の分布調査】



【藻場の再生を目的とした苗床作り】

2 地域活動の支援

【施策の方向】

農業者が行う共同活動だけでなく地域住民など多様な主体の参画を得た共同活動にも支援を行い、担い手農家の管理労力を低減し規模拡大による担い手の育成・強化に努める。また、地域ぐるみの活動や都市との交流の促進などにより、活力ある農山漁村づくりを進める。

【主な取組内容】

- ・ 棚田など地域特有の良好な景観の保全を図るとともに、市民農園としての活用など、都市住民やボランティアが一体となった保全・活用を促進する。
- ・ 生き物教室や集落点検、防災訓練などのワークショップの開催等を通じて、中山間地域における用排水路・ため池・農道・農地等の多面的機能の保全と、これら施設の利活用に係る整備、若しくはこれに関する住民活動を支援する。
- ・ ふるさとサポートマッチング事業等により、地域外（企業等や近隣集落）との連携・交流の場を広げ、農村地域の豊かな自然やコミュニティーを守る活動を支援する。



【棚田ふれあい教室】



【中山間ふるさとサポートマッチング】

3 新たな魅力創造の支援

平成28年3月に、第2期愛媛県観光振興基本計画を策定し、“国内外に向けたSH

I K O K U ・ E H I M E の発信と、オンリーワン愛媛の確立”に向け、下記4本柱のもと、25施策を展開することとしている。（計画期間：平成28年度～32年度）

- ・愛媛ブランド確立による観光資源の魅力向上
- ・インパクトのある観光PRの展開等による誘客機能の強化
- ・東京オリンピック・パラリンピックを契機とした国際観光の一層の推進
- ・地域の総力を挙げた取組みの推進

新たな魅力創造の支援に関しては、“愛媛ブランド確立による観光資源の魅力向上”として、本県にしかない観光資源をオンリーワン愛媛として打ち出し、愛媛ブランドとして確立させるとともに、新たな観光資源を発掘して活用する取組みを進めることとしており、第2期計画で定めた観光客総数の目標値29,000千人の実現を目指して、今後とも、市町や民間と連携しながら、観光客数の持続的な増加につながる有効な施策を展開し、本県観光の振興に積極的に取り組んでいくこととしている。

4 集落環境の整備と定住の促進

【施策の方向】

生業（農業生産）、生活（生活環境）、人（地域コミュニティー）を総合的に整備し、定住・移住に繋がる地域づくりに支援する。

【主な取組内容】

中山間地域の特性や地域の実情に応じたきめ細かな生産基盤整備及び農村生活環境基盤整備を総合的に実施することにより、農業・農村の活性化及び地域の定住促進を図る。